

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する  
条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の  
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年（2017年）6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年（2017年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する  
 条例の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例  
 (平成27年3月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表D-1の項中「10,800」を「9,400」に改め、別表の1の  
 表D-2の項中「11,500」を「10,000」に改め、別表の1の表D-3の  
 項中「11,900」を「10,400」に改め、別表の1の表D-4の項中「13,  
 300」を「11,600」に改め、別表の1の表D-5の項中「14,700」を  
 「12,800」に改め、別表の1の表D-6の項を削り、別表の1の表D-7の項  
 中「D-7」を「D-6」に改め、「(ひとり親世帯等を除く。)」を削り、「16,10  
 0」を「14,100」に改め、別表の1の表D-8の項中「D-8」を「D-7」  
 に改め、別表の1の表D-9の項中「D-9」を「D-8」に改め、別表の1の表D  
 -10の項中「D-10」を「D-9」に改め、別表の1の表D-11の項中「D-  
 11」を「D-10」に改め、別表備考第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 ひとり親世帯等(所得割が77,101円以上の世帯を除く。)における1の  
 表から3の表までの規定の適用については、1の表中「9,400」、「10,  
 000」、「10,400」、「11,600」、「12,800」及び「14,1  
 00」とあるのは「3,000」と、2の表中

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 「     |       | 「     |
| 3,800 | 3,600 | 1,300 |
| 4,300 | 4,100 | 1,300 |
| 4,900 | 4,700 | 1,300 |
| 5,600 | 5,100 | 1,300 |
| 7,100 | 6,600 | 1,600 |
| 8,600 | 8,100 | 1,900 |
|       |       | 1,200 |
|       |       | 1,200 |
|       |       | 1,200 |
|       |       | 1,200 |
|       |       | 1,500 |
|       |       | 1,800 |
|       |       |       |

とあるのは

|        |        |
|--------|--------|
| 10,100 | 9,100  |
| 12,300 | 11,300 |
| 14,200 | 13,200 |

|       |       |
|-------|-------|
| 2,200 | 2,000 |
| 2,700 | 2,500 |
| 3,200 | 2,900 |

と、3の表中

|        |        |
|--------|--------|
| 4,400  | 4,200  |
| 5,000  | 4,500  |
| 5,600  | 5,100  |
| 6,300  | 5,800  |
| 7,500  | 7,000  |
| 9,700  | 9,200  |
| 12,900 | 11,900 |
| 16,400 | 14,900 |
| 19,200 | 17,700 |

とあるのは

|       |       |
|-------|-------|
| 1,500 | 1,400 |
| 1,500 | 1,400 |
| 1,500 | 1,400 |
| 1,500 | 1,400 |
| 2,300 | 2,100 |
| 2,900 | 2,700 |
| 3,900 | 3,600 |
| 4,900 | 4,500 |
| 5,800 | 5,300 |

とする。

4 1の表から3の表までの規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条又は第14条の2の規定の適用がある場合の支給認定子どもにおける利用者負担額の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第14条各号又は第14条の2第1項各号に定める額が政令第4条から第7条まで及び第9条から第12条までの規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額となる場合 1の表から3の表までに規定する額に2分の1を乗じて得た額

(2) 政令第14条各号又は第14条の2第1項各号に定める額が0円となる場合 0円

別表備考第6項中「まで」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表(改正後)

別表(第3条関係)

1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

| 教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 |         | 利用者負担額<br>の月額<br>(円)   |
|----------------------|---------|------------------------|
| 階層区分                 | 定義      |                        |
| 略                    | 略       | 略                      |
| 略                    | A階層を除く  | 略                      |
| D-1                  | 世帯で教育を  | 所得割が12,000円未満の世帯       |
| D-2                  | 受ける年度   | 所得割が12,000円以上30,000円未満 |
| D-3                  | (4月から8  | の世帯                    |
| D-4                  | 月までにあっ  | 所得割が30,000円以上48,600円未満 |
| D-5                  | ては、前年度。 | の世帯                    |
| D-6                  | 以下同じ。)の | 所得割が48,600円以上52,000円未満 |
| D-7                  | 市町村民税が  | の世帯                    |
| D-8                  | 右の区分に該  | 所得割が52,000円以上56,000円未満 |
| D-9                  | 当する世帯   | の世帯                    |
| D-10                 |         | 所得割が56,000円以上77,101円未満 |
|                      |         | の世帯                    |
|                      |         | 所得割が77,101円以上80,000円未満 |
|                      |         | の世帯                    |
|                      |         | 所得割が80,000円以上211,201円未 |
|                      |         | 満の世帯                   |
|                      |         | 所得割が211,201円以上256,301円 |
|                      |         | 未満の世帯                  |
|                      |         | 所得割が256,301円以上の世帯      |

2・3 略

備考

1・2 略

3 ひとり親世帯等(所得割が77,101円以上の世帯を除く。)における1の表から3の表までの規定の適用については、1の表中「9,400」、「10,000」、「10,400」、「11,600」、「12,800」及び「14,100」とあるのは「3,000」と、2の表中

「

|              |              |
|--------------|--------------|
| <u>3,800</u> | <u>3,600</u> |
| <u>4,300</u> | <u>4,100</u> |
| <u>4,900</u> | <u>4,700</u> |

「

|              |              |
|--------------|--------------|
| <u>1,300</u> | <u>1,200</u> |
| <u>1,300</u> | <u>1,200</u> |
| <u>1,300</u> | <u>1,200</u> |

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表(改正後)

|               |               |       |              |              |
|---------------|---------------|-------|--------------|--------------|
| <u>5,600</u>  | <u>5,100</u>  | とあるのは | <u>1,300</u> | <u>1,200</u> |
| <u>7,100</u>  | <u>6,600</u>  |       | <u>1,600</u> | <u>1,500</u> |
| <u>8,600</u>  | <u>8,100</u>  |       | <u>1,900</u> | <u>1,800</u> |
| <u>10,100</u> | <u>9,100</u>  |       | <u>2,200</u> | <u>2,000</u> |
| <u>12,300</u> | <u>11,300</u> |       | <u>2,700</u> | <u>2,500</u> |
| <u>14,200</u> | <u>13,200</u> |       | <u>3,200</u> | <u>2,900</u> |

と、3の表中

|               |               |       |              |              |
|---------------|---------------|-------|--------------|--------------|
| <u>4,400</u>  | <u>4,200</u>  | とあるのは | <u>1,500</u> | <u>1,400</u> |
| <u>5,000</u>  | <u>4,500</u>  |       | <u>1,500</u> | <u>1,400</u> |
| <u>5,600</u>  | <u>5,100</u>  |       | <u>1,500</u> | <u>1,400</u> |
| <u>6,300</u>  | <u>5,800</u>  |       | <u>1,500</u> | <u>1,400</u> |
| <u>7,500</u>  | <u>7,000</u>  |       | <u>2,300</u> | <u>2,100</u> |
| <u>9,700</u>  | <u>9,200</u>  |       | <u>2,900</u> | <u>2,700</u> |
| <u>12,900</u> | <u>11,900</u> |       | <u>3,900</u> | <u>3,600</u> |
| <u>16,400</u> | <u>14,900</u> |       | <u>4,900</u> | <u>4,500</u> |
| <u>19,200</u> | <u>17,700</u> |       | <u>5,800</u> | <u>5,300</u> |

とする。

4 1の表から3の表までの規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条又は第14条の2の規定の適用がある場合の支給認定子どもにおける利用者負担額の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 政令第14条各号又は第14条の2第1項各号に定める額が政令第4条から第7条まで及び第9条から第12条までの規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額となる場合 1の表から3の表までに規定する額に2分の1を乗じて得た額

(2) 政令第14条各号又は第14条の2第1項各号に定める額が0円となる場合 0円

5 略

6 1の表から3の表まで 及び第3項 の規定の適用については、規則で定めるとおりとする。

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表(改正前)

別表(第3条関係)

1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

| 教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 |  | 利用者負担額の月額(円)  |
|----------------------|--|---------------|
| 階層区分                 | 定義   |               |
| 略                    | 略  | 略             |
| 略                    | A階層を除く世帯で教育を受ける年度(4月から8月までにあつては、前年度。以下同じ。)の市町村民税が右の区分に該当する世帯 | 略             |
| D-1                  | 所得割が12,000円未満の世帯   | <u>10,800</u> |
| D-2                  | 所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯                                    | <u>11,500</u> |
| D-3                  | 所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯                                    | <u>11,900</u> |
| D-4                  | 所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯                                    | <u>13,300</u> |
| D-5                  | 所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯                                    | <u>14,700</u> |
| <u>D-6</u>           | 所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等に限る。)                       | <u>15,100</u> |
| <u>D-7</u>           | 所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)                       | <u>16,100</u> |
| <u>D-8</u>           | 所得割が77,101円以上80,000円未満の世帯                                    | 18,100        |
| <u>D-9</u>           | 所得割が80,000円以上211,201円未満の世帯                                   | 20,500        |
| <u>D-10</u>          | 所得割が211,201円以上256,301円未満の世帯                                  | 25,700        |
| <u>D-11</u>          | 所得割が256,301円以上の世帯  | 25,700        |

2・3 略

備考

1・2 略

- 3 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)  
第4条第4項、第5条第4項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項又は第12条第3項の規定の適用を受ける場合の支給認定子どもの利用者負担額については、1の表から3の表までの規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 政令第14条又は第14条の2第1項の規定の適用を受ける場合の支給認定子どもの利用者負担額については、政令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に規定する支給認定子どもにあつては1の表から3の表までの規定により算定した額に2

分の1を乗じて得た額とし、政令第14条第2号又は第14条の2第1項第2号に規定する支給認定子どもにあつては0円とする。ただし、同条第3項において読み替えて適用する同条第1項の規定の適用を受ける場合の同項各号に掲げる支給認定子どもの利用者負担額については、0円とする。

5 略

6 1の表から3の表までの規定の適用については、規則で定めるとおりとする。